

請負型水稻生産組織の展開とその方向

— 庄内平野を中心に —

御 厨 陽一郎

1. はじめに

周知のように、庄内平野に燎原の火のように普及した集団栽培はいまや過去のものとなった。

そこで集団栽培にかわり、請負耕作⁽¹⁾が各地に成立発展している。さて、そんな中で、昭和45年8月13日施行の「農業協同組合法一部改正する法律」によって、農協（但し単協に限る）にだけ農業経営受委託事業を行なうことが認められた。ちなみに、酒田農協「農業経営受託面積明細」によると、昭和46年には4.7 haであったものが、54年には45 haに9.6倍も増加している。しかし、それでも酒田農協管内の水田総面積の7%のシェアしか占めておらず、絶体数においては作業受委託が主流を占めている。したがって、今日の農政上の課題と関連でみるならば、作業受委託より経営受委託に推移する条件が検討されなければならないであろう。

さらに、そこではいかなる性格・機能を有した生産組織の形成、発展が必要となるかということが問題となるであろう。そこで、本稿では以上のような諸点を意識しながら、まず第1に、水稻集団栽培の歴史的過程を文献によって整理する。第2に、農協による農業経営受委託事業の性格を明らかにする。第3に、農協再委託型の作業受託グループの実態と問題点を明らかにする。なお、事例としては山形県酒田市の酒田農協をとりあげる。

2. 水稻集団栽培の生成・展開・解体

山形県庄内平野では、昭和38年から水稻集団栽培を実施している。それが45年には、組織体数371集団、参加戸数11,471戸、参加面積20,698 haへと急激に増加した。⁽²⁾ その普及の原因は、庄内における旧来の技術水準のもとで、水田経営を維持してきた労力源は、「いえ」における基幹専従者としての「あととり」労力のほかに、次三男や「若勢」「めらし」といわれる年雇、季節的な雇い労力であった。⁽³⁾

ところが、昭和30年以降農業から他産業への急激な労働力の流出のため、若勢・めらしの確保が困難になってきた。また、長男、次三男の就農年令の上昇などによって、農業労働力は、量的にも質的にも低下した。とくに年雇は昭和35～37年ごろから本格的に減少し、40年ごろには年雇をさがすのさえ困難になった。⁽⁴⁾ このような事情から上層農家の部落内労働力調達方法として、耕うん過程の機械化と共同田植を媒介にした集団栽培が実施されたのである。そして、それは県段階における

「米づくり運動」とあいまって庄内平野に広がっていった。

しかし、昭和46年頃から庄内の集団栽培は解体しはじめる。その原因は、(1)生産調整による兼業化の一層の深化。(2)田植機の実用化とバインダー、ハーベスター等の農業機械の普及であった。それにより下層農家の労働力に依存していた機構そのものが存立基盤を失ってしまったのである。

そのような状況のなかで各農家層は、それぞれつぎのような農業対応を行なう。すなわち、(1)米の生産量の増大をはかることにより、収入の低下をカバーしようとする上層農民層。(2)米の生産量の増大をはかるとともに、積極的に農業経営に副次部門を導入し農業所得をふやそうとする中層農民層。(3)農繁期に休みをとって勤めていたが、減反奨励金をもらって休まず勤めることによって所得の増大をはかろうとする下層農民層⁽⁵⁾である。

そして、このような階層間の農業対応のあり方のちがいは、一方において「土地持ち労働者群」が出現し、また一方では、その土地持ち労働者の作業を受託する中核農家が現われる。しかしその作業受託農家は、農業機械の購入、機械の効率化等の問題につきあたり、そこにおいて受託農家同志の受託グループを形成しなければならなくなる。

3. 請負耕作の条件変化

1) 農業経営受委託の性格

庄内の農業をみるうえで重要だと考えられるものに農協あっせんの受委託、農家相互間における相対の受委託がある。この農協あっせんの受委託は、農家相互間の受委託が多い地域に成立するものであり、そこでは農家相互間の受委託になんらかの影響をあたえている。これは、昭和45年の農協法の一部改正によって、農協が農業経営受託事業を行なうことが認められた。それは委託希望農家と農協組会長との間に「農業経営委託契約書」を交わし、農協はその水田を受託農家にそのまま再委託するシステムになっている。

そこでこの「農業経営委託契約書」にたちいって考察しておこう。契約書の特徴を列挙すると次のようになる。

- (イ) 農協は委託された農地について農業経営の一切を引き受け実施する。
- (ロ) 契約期間はきめない。契約期間満了の1年前から3カ月前までの間に農協に対して契約を更新しない旨の通知をしないときは契約満了時において、従前の契約と同一の条件でさらに契約したものとみなす。
- (ハ) 収穫物の所有権および処分権は農協とする。
- (ニ) 受託農業経営にかかる損益は委託者に帰属するものとし、販売額および経費の計算は、農協が栽培条件の類似する土地区域ごとに受託農業経営事業運営協議会の議を経て設定する栽培基準にも

とづいて算出する。

(ホ) この契約は県知事の許可がいる。

以上のような内容であるが、もっとも問題となるのが(ロ)と(ニ)である。

(ロ)の契約期間であるが、委託者にとってみればいつでも自分の意志で農地等の処分ができるような短期間を望み、他方、受託者にしてみれば、長期にわたる資本投下を要することであり、経営の安定性からみれば長期間であることを期待する。両者の意向は相反し、一律に一定の期間をもうけることはむずかしい、そこで期間の欄は空欄になっているが、昭和51年の夏期経済調査集計表によると大部分が3年契約となっておりそれが一つのめどとなっている。

(ニ)の経費の計算であるが、この経費が受託者の取り分になるので公正を期すため地域ごとに受託農業経営事業運営協議会を構成する。そのメンバーは、委託者側代表、受託者側代表、市農業委員会、農業改良普及所、土地改良区等である。

表1. 経営受委託における地代(10a当)

	実 数
収 益	600Kg %
粗 収 益	193,350 円 (100)
経 営 { 家 族 労 働 費	48,940 (25)
費 { その他生産費	56,173 (29)
小 計	105,113 (54)
純 収 益 { 資 本 利 子	8,528 (4)
小 計	79,709 (41)
受 託 者 取 分	113,641 (59)
委 託 者 取 分	79,709 (41)
参 考 { 米換算の	246 Kg
考 { 委 託 者 取 分	4.1 (俵)

資料：酒田農協資料より加工計算して作成。

表2. 農作業受託料金

作 業 名	基 準	料 金	備 考
耕 起	10アール当り	4,200 円	
代 掻	"	4,600	
田 植	"	4,700	
育 苗	"	12,800	稚苗25箱使用
苗	1箱当り	510	育苗箱は返す
中 耕 除 草	10アール当り	1,500	
防 除	"	3,100	薬剤代を除き5回
刈 取 (コンバイン)	"	15,000	糞運搬料を含む
機 械 乾 燥	"	8,200	
調 整	"	6,000	樹脂袋を除く
秋 耕	"	4,200	

資料：昭和54年度酒田市農作業基準賃金表より。

昭和54年度の経営受委託における経費と委託者取分は表1に示すとおりであるが、委託者取り分は10a当り79,709円で、受託者取り分との比率は4：6となっている。これはかなりの高率の地代である。

2) 農作業受託事業の性格

次に農協あっせんの農作業受委託についてふれておく。これは任意で昭和45年以前にも農協で行なわれていたわけであるが、農協法の一部改正によって農作業受委託事業として行なわれるようになった。これは作業受託者にとって作業規模の拡大が実現することにより機械の効率化につながるわけ

である。

昭和54年度の農作業受託料金は表2に示すとおりである。

4. 作業受託グループの活動の実態

1) 調査部落の概況

上市神部落は、酒田市の近郊北部に位置し、限りなく続く区画された水田と砂丘地を擁する農村地帯である。昭和54年の農家戸数は37戸、専業7戸(18.9%)、I兼14戸(37.8%)、II兼16戸(43.2%)である。

総耕地面積は64.7ha、うち水田面積50.4ha(水田率77.8%)一戸当たり耕地面積1.74haである。

経営耕地規模別農家数は、昭和45～50年には1.5ha未満が減少し、50～54年には2.5ha～3.0ha層が漸減して、54年現在では0.5ha未満層10戸、0.5～1.0ha層5戸、1.0～2.0ha層13戸、2.0～3.0ha層8戸、3.0ha以上層1戸である。

2) 作業受託グループ結成の経緯

この部落も、上市神集団栽培組合として、昭和39年に設立され、46年には参加戸数35戸、水田面積44haであった。しかし、46年にトラクター等集団栽培組織所有の機械代金の償還が終わったところで解散した。そこで、35戸中の中核農家13戸は3つのグループに分かれ、それぞれ、グループ共同で田植機を購入し、47年より22戸の農家より農作業を受託するようになった。すなわち、中核農家を中心とする作業受託機構がととのったわけである。

各受託グループの結合のしかたをみると、Aグループは、同規模の農家同志で結びつき、Bグループは、親戚同志で結びつき、そして、Cグループは、トラクターの共同利用を目的として結びついている。

各グループのリーダーの話しでは、この組織形態は集団栽培以前の形になったというのである。つまり、集団栽培が普及する前の段階に「結い」⁽⁶⁾で共同田植を行っていたが、その時の農家グループが再結合して「経済的取引」にもとづいた受託グループに変質したのである。

3) グループ構成員と機械所有状況

A、B、Cの各グループを構成している農家は表3のとおりである。一戸当たり平均所有水田面積は、Aグループ203a、Bグループ140a、Cグループ246aと、庄内においては決して大きい方ではなく平均的な規模の農家である。

次に各グループの構成員は、Aグループ10人、Bグループ6人、Cグループ10人で一戸当たり平等に2人ずつ加入しており、そのうち1人は必ず男性が加入している。

表3. 受託グループの性格

農 家 番 号		A グ ル ー プ					B グ ル ー プ			C グ ル ー プ				
		* 1	2	3	4	5	* 1	2	3	* 1	2	3	4	5
経 営 耕 地 面 積 (a)		340	212	279	254	356	212	207	245	470	223	230	345	285
所 有 水 田 (a)		220	187	203	204	201	152	137	130	310	215	210	285	210
家 族 数 (人)		5	6	3	5	6	5	5	4	8	4	4	6	4
年 齢 階 層 性 ・ 左 男 右 女	60歳以上	0 1	0 1	0 0	0 1	1 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 0	0 1	0 0
	50～59	0 0	0 0	1 1	0 0	0 0	0 1	0 0	0 0	1 1	1 1	1 1	0 0	0 0
	40～49	1 1	1 1	0 0	1 0	1 0	1 1	1 1	1 1	0 0	0 0	0 0	1 1	1 1
	30～39	0 0	0 0	0 0	0 1	0 1	0 0	0 0	0 0	1 1	0 0	0 0	0 0	0 0
	18～29	0 0	1 1	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	1 0	1 0	0 1	1 1	0 2	2 0
	18歳未満	2 0	0 1	0 1	1 1	1 1	0 0	1 1	0 0	1 1	0 0	0 0	1 0	0 0
グ 及 ル び 1 家 ブ 族 加 就 入 業 者 先	経 営 主 (歳)	○ 44	○ 45	○ 53	○ 40	○ 40	○ 58	○ 48	○ 46	○ 56	○ 58	工務店 勤 務	○ 43	○ 44
	妻 (歳)	○ 41	○ 45	○ 52	○ 51	○ 39		○ 46	○ 41	○ 55	○ 56	○ 55	○ 41	○ 42
	長 男 (歳)		土木業		会社員		会社員			会社員		○ 27		会社員
	長男の妻(歳)						○ 37							会社員
	そ の 他													社 務 会 事

資料：農家台帳および農家聴取調査より作成（昭和54年9月）

(1)農家番号の*印はグループのリーダーである。

次に各グループの構成員の平均年齢は、Aグループ44歳、Bグループ46歳、Cグループ48歳と比較的若くまさに地域の農業を現在支えている人達である。しかし、20歳代の後継者層はほとんどが他産業へ就業しており、グループおよび地域の農業にとって大きな問題点を投げかけている。

次に機械の所有状況は表4に示すとおりであるが、Aグループでは春・秋期双方の作業機械を共有している。Bグループ、Cグループは春作業機械のみ共有で、秋作業機械は個人有である。各グループとも一連の大型機械を所有している。

酒田市農業委員会の試算による農業機械の年間稼働面積は、トラクター(20ps)7ha、田植機(4条)6ha、コンバイン(2条)3ha、(4条)5haが妥当な規準とされており各グループの所有水田と比較すると過剰投資ということになる。そこで春作業から秋作業まで受託グループで作業受託するようにならざるをえなくなってくる。つまりそれだけ稲作の一貫機械体系の完成と稲作技術が進歩したことをしめしている。

表4. グループの機械所有状況

農 家 番 号	A グ ル ー プ					B グ ル ー プ			C グ ル ー プ				
	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3	4	5
耕 う ん 機	1	1			1				2	1		1	1
トラクター 10~19ps			1 (5戸共有)			1 (3戸共有)			1 (5戸共有)				
20~29ps			1 (5戸共有)			1 (3戸共有)			1 (5戸共有)				
田 植 機 4 条			1 (5戸共有)			2 (3戸共有)			2 (5戸共有)				
6 条			2 (5戸共有)										
コンバイン 4 条						1	1	1	1	1	1	1	1
6 条			1 (5戸共有)										
乾 燥 機			3 (5戸共有)			1	1	1	1	1	1	1	1

資料：農家聴取調査より作成（昭和54年9月現在）

4. 作業受託実績

各グループの作業受託実績は表5に示すとおりであるが、それはグループによって格差がはっきりしている。Aグループは春・秋作業受託型で、B、Cグループは春作業受託型である。このAグループの秋作業までの受託はこれらの地域では先駆的な部類にはいる。

従来、庄内の秋の天候は収穫期においては晴天が少なく、作付されている品種はササニシキということもあって刈り取って10日位すぎると稲枯れがひどくなり、そのため自家労働力等で収穫作業を行なうというのが通例であった。

しかし、Aグループにおいては春作業の耕起、代掻作業よりも秋作業の収穫、乾燥、調整作業が多く適期収穫の問題も徐々に解決されつつある。注目すべきことは、育苗の受託面積は春作業、秋作業の受託面積に比較して断然多く逆の見方をすればそれだけ委託農家の育苗作業能力が他作業に比して低下していることをしめす。

B、Cグループでは耕起～田植作業までを受託して、その面積はほぼ同じ規模で推移している。秋作業はBグループ№1、Cグループ№1、№5が個人で作業受託していて、Cグループの秋作業の場合№1、№5で春作業受託面積割合の79%を受託していることになる。

5. グループ参加農家の経営収支

では、表2に示した作業料金で表3の機械所有での個別農家の経営収支はどうか、昭和54年度についてみるならば表6に示す通りである。

当然ながらグループを結成するということは、そのグループ参加の個別農家の所得を最大ならしめるためでなければならない。⁽⁷⁾

昭和53年度自立経営農家の下限農業所得（年間一戸当たり）355万円水準⁽⁸⁾に達している個別農家はCグループの№1だけであるが各グループの個別農家の対応は機械の減価償却費を作業受託収入で支払って個別の稲作所得にまでくいこまないようにしているのが実状である。そこでいえることは、グループを結成することによって機械の過剰投資を予防しつつ、作業受託の最後の到達点ともいえるべき秋作業受託まで浸透することによって経営受委託までの条件づくりができつつあるということを示している。

6. むすびにかえて

1) 庄内における部落ぐるみの集団栽培は解体し、その後集落の中核農家グループによって集団栽培から離脱していた下層農家等から田植等の機械作業を請負うようになり、集落の中で新たな中核農家中心の生産組織に再編された。

2) 請負作業も春作業の中で手作業の育苗をぬいた全作業→春作業全部→春・秋双方の作業まで段階的に浸透している。これは受託農家グループの稲作機械一貫体系が装備したことをしめすとともに、一方委託者が第Ⅰ種兼業農家から第Ⅱ種兼業農家へと降下したことをあらわす。特に2haの階層まで委託に出していることが注目される。

3) 経営受委託の伸張率は漸次増大傾向にあるが、作業受委託が主流を占めている。稲作生産過程において肥培管理作業を委託者、受託者どちらが担当するかは、委託農家の稲作管理労働力の有・無にかかわるわけであるが、肥培管理作業を遂行しているのは各個別農家の高齢者が多く、この人達は

表5. グループ受託実績

農家番号	Aグループ					Bグループ			Cグループ				
	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3	4	5
作業受託面積	耕起	138 a				558 a			160 a				
	代掻	188				553			160				
	育苗	475				552			158				
	田植	475				552			158				
	収穫	279				127*			104*				
	乾燥	279				127*			104*				
	調整	279				127*			104*				

資料：農家及び農協よりの聴取調査より作成（昭和54年11月）

注：(1) *印は個人で受託している面積である。

表6. グループ参加農家の経営収支

農家番号	Aグループ					Bグループ			Cグループ				
	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3	4	5
推定稲作所得 A (万円)	237.6	201.9	219.2	224.6	217.0	164.1	140.4	140.4	334.8	232.2	226.8	307.8	226.8
作業受託収入 B (万円)	35.8	35.8	35.8	35.8	35.8	84.9	48.5	48.5	40.8	11.5	11.5	11.5	17.8
農業所得 A + B (万円)	273.4	237.7	255.0	260.4	252.8	249.0	188.9	188.9	375.6	243.7	238.3	319.3	244.6

資料：前掲5表と同じ。

注：(1) 推定稲作所得は自作水田面積×9俵×2.0万円× $\frac{60}{100}$ で算出した。

今日まで庄内稲作を支えてきたという気概から稲作の生産過程に関与したいという方々である。この点については徐々に解決していくと推察された。

- (1) 請負耕作の諸類型については、たとえば平塚貴彦：「水稲請負耕作の経営と経済」農林統計協会，1976年，P.6～11。
- (2) 山形県農業構造改善課：「稲作生産組織の動向と農作業受委託の実態」1976年，P.9。
- (3) 佐藤繁美：「農業経営の若い創造力」日本の農業41、農政調査委員会，1965年，P.16。
- (4) 田中洋介：「農業労働の季節性に関する研究」1946年，P.13。
- (5) 「上層」、「中層」、「下層」の区分は、たとえば栗原百寿：「日本農業の発展構造」校倉書房1975年，P.87～101。
- (6) 「結い」という用語は村仕事（地主の生産を手伝う）ということであるが、ここでは労働力の無償交換という意味で使う。
- (7) 綿谷越夫：「農業の生産組織」農林統計協会，1979年，P.323。
- (8) 農業白書附属統計表1979年，P.129 表6。